報告事項１（意見聴取）

令和３年９月定例府議会提出予定の議案について

　令和３年９月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和３年８月30日

大阪府教育委員会

〇事件議決案

１　指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件

〇条例案

１　大阪府立学校条例等の一部改正の件

＜参考＞

〇今後の予定

９月22日以降　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取

９月28日 意見聴取に対する回答期限

９月29日　　　９月定例府議会本会議開会

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 指定公立国際教育学校等管理法人の件 | 大阪府立水都国際中学校及び大阪府立水都国際高等学校  指定期間　令和４年１月１日から  令和11年３月31日まで  指定する団体　学校法人　大阪ＹＭＣＡ |

○条例案

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 大阪府立学校条例等の一部改正の件 | 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例（令和３年大阪府条例第４号）の制定に伴い、「指定管理者」又は「公の施設」等について定める大阪府立学校条例等において、指定公立国際教育学校等管理法人及び当該法人が運営する学校を含める等の措置を行うもの。 |